

那覇市マンション再生組合等に係る証明事務取扱要綱

令和 8 年 7 月 31 日

まちなみ共創部長 決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項、法第 113 条第 1 項、法第 163 条の 6 第 1 項又は法第 168 条第 1 項の規定により認可を受けた組合（以下「マンション再生組合等」という。）に係る印鑑（以下「使用印」という。）の届出及び法に基づく事業に係る証明に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(資格等)

第 2 条 使用印の届出及びマンション再生組合等に係る証明書の交付申請を行うことができる者は、法第 25 条第 1 項、法第 126 条第 3 項、法第 163 条の 19 第 3 項又は法第 175 条第 3 項の規定により、市長に届出のあったマンション再生組合等の理事長（以下「理事長」という。）とする。

(使用印の届出)

第 3 条 理事長は、使用印を定めた場合及び使用印を変更した場合は、印鑑届出書（第 1 号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(届出の確認)

第 4 条 市長は、理事長から使用印の届出があったときは、当該マンション再生組合等について、法第 9 条第 1 項、法第 113 条第 1 項、法第 163 条の 6 第 1 項又は法第 168 条第 1 項の規定に基づく認可申請書並びに法第 25 条第 1 項、法第 126 条第 3 項、法第 163 条の 19 第 3 項又は法第 175 条第 3 項の規定に基づく届出書の記載事項と照合するとともに、印鑑届出書に記載されている事項について審査し、相違ないことを確認するものとする。

(届出の制限)

第 5 条 市長は、使用印が次の各号のいずれかに該当する場合には届出書を受理しないものとする。

- (1) 組合の名称が異なるもの
- (2) 組合名称及び資格以外の事項を表しているもの

- (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (4) 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
- (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないと市長が認めるもの

(マンション再生組合等に係る証明書の交付申請)

第 6 条 理事長は、マンション再生組合等に係る証明書の交付を受けようとするときは、証明申請書（第 2 号様式）により市長に申請するものとする。なお、印影の証明が必要な場合には、第 3 条の規定により届け出ている当該使用印を押印し申請するものとする。

(マンション再生組合等に係る証明書の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、証明を求められた項目について審査し、当該申請が適正であることを確認した上で、速やかに申請者に対して証明書（第 3 号様式）を交付するものとする。

(閲覧の禁止)

第 8 条 市長は、証明に関する書類を当該理事長以外の者の閲覧に供してはならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。